

神栖済生会病院検体検査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

神栖済生会病院（以下、「病院」という。）は、検体検査業務（以下、「本業務」という。）をブランチ方式により実施するため、本要領に基づき本業務を受託する事業者を公募型プロポーザルで選定する。

2. 委託業務

(1) 業務名

神栖済生会病院検体検査業務

(2) 業務内容

別紙の「神栖済生会病院検体検査業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（5年間）

※ 上記の委託開始期間前においても、一部検体検査業務を委託する別契約を締結することも考慮する。

(4) 委託費の予定額

720,000,000円以内（5年総額）

※ 上記の金額には、コロナ関連の検査費用並びに消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3. 病院概要

(1) 診療科 内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、人工透析外科、消化器外科、乳腺外科、内分泌外科、内視鏡外科、大腸・肛門外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

(2) 病床数 179床（一般病床179）

(3) 開設者 茨城県済生会 支部長 村田 実

(4) 管理者 神栖済生会病院 院長 中村慶春

(5) 所在地 茨城県神栖市知手中央7-2-45

(6) 事務局 神栖済生会病院 事務部 総務課 加藤

〒319-0112 茨城県神栖市知手中央7-2-45

電話 0299-97-2111

FAX 0299-97-2134

アドレス c-kato@kamisusaisei.jp

4. 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 上記方式を採用する理由

現状の本業務の内容及び体制等にとらわれることなく、新たな視点から、よ

り一層の患者サービスの向上等が図られるようなアイデア等を踏まえた企画提案を広く募ったうえで、それらを比較検討し契約相手方を選定できるため。

5. 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による入札参加の制限を受けていない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の8に定める基準に適合する者。
- (5) 公租公課に未納がない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者。
- (7) 一般財団法人医療関連サービス振興会による衛生検査所業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者。
- (8) 公益財団法人日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加し、日本臨床衛生検査技師会が認証する精度保証施設となっている者。
- (9) CAP（米国臨床病理医協会）認定証を取得している者。
- (10) ISO15189の認定を取得している者。
- (11) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者。

6. プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
プロポーザル公告	令和4年 4月11日（月）
質問書受付締切	令和4年 4月15日（金） 17時まで
質問回答	令和4年 4月20日（水）
参加申込書・企画提案書受付期限	令和4年 4月25日（月） 12時まで（必着）
プレゼンテーション等の開催	令和4年 4月28日（木）
審査結果通知	最優秀提案者選定後速やかに通知

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

電子メールによる（要到着確認）。なお、電話での質問には応じない。

(2) 提出期限

令和4年4月15日（金） 17時まで

- (3) 提出先
上記3担当部（窓口）
- (4) 回答日
令和4年4月20日（水）
- (5) 回答方法
電子メールにて回答

8. プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出

(1) 提出方法

次の書類を作成し、A4ファイルに綴り、持参または郵送。

番号	名称（様式番号）
1	入札申込書（様式第1号）
2	誓約書（様式第2号）
3	入札参加資格確認申請書（様式第3-1号）
4	応募資格確認一覧表（様式第3-2号）
5	会社概要（様式第4号）
6	実績一覧表（様式第5号）
6	CAP（米国臨床病理医協会）認定書の写し
7	ISO15189認定書の写し
8	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証書（写し）
9	医療関連サービスマーク認定書の写し
10	主たる検査所が平成30年度から令和2年度までに実施した臨床検査精度管理調査評価評点一覧表の写し※ 公益財団法人日本医師会実施のもの
11	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施した日臨技臨床検査精度管理調査施設別報告書の写し
13	企画提案書 ※ 紙媒体で正本1部、副本10部（副本には会社名、会社印、代表者名、代表者印及び会社名を連想させるマーク等は記載しない）、電子媒体（CD-ROM等）で1部を提出（データ形式は、ワード、エクセル又PDF）。
14	価格提案書（見積書：任意様式）

(2) 提出期限

令和4年 4月25日（月）12時まで（必着）

(3) 提出先

〒314-0112

茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号

神栖済生会病院 総務課 加藤 宛

※ 封筒等に「神栖済生会病院検体検査業務委託に係る公募型プロポーザル参加申

込書等在中」と朱書きすること。

※ 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

(4) 提出部数

原本1部、写し10部（ファイル等に綴り提出ください）

(5) 費用負担

費目	病院負担	受託者負担
■医療機器		
医療機器整備費用	※	○
医療機器保守管理費用	※	○
医療機器修繕費用	※	○
電源給排水等の工事費用		○
■検査システム		
検査システム整備費用	※	○
検査システム保守管理費用	※	○
検査システムオンライン費用	※	○
外部委託検査システム接続インターフェース費用	※	○
■検査試薬・消耗品		
対象範囲の試薬に関わる費用	※	○
対象範囲の消耗品に関わる費用	※	○
精度管理・再検査等に関わる費用	※	○
対象外項目の試薬・消耗品費用	○	
■外注検査		
検体の集配に関わる費用		○
外注検査受託に際する各種整備費用		○
■その他		
検体検査部門人件費		○
施設・設備管理費	○	
水道光熱費・廃棄物処理費	○	
医療機器、検査システムの廃棄費用（本契約終了時を含む）		○
採血容器に関する費用	○	
採血針・その他消耗品に関する費用	○	

※ 医療機器（電源給排水等の工事費用を除く）、検査システム、検査試薬・消耗品及びその他については、当該機器等のメーカーとの取引時に受託者が費用を負担し、当該費用を病院に対して固定費及び変動費として請求する。

第6 審査及び選定の方法

1 審査委員

審査及び選定は、病院が別に定める委員を構成員とする「神栖済生会病院検体検査業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

2 参加資格の確認

病院は、提出された書類が本要領で定める参加資格に係る要件を満たしているかを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

3 企画提案書等の確認

病院は、提出された企画提案書が本要領で定める部数等の要件を満たしているかを確認する。不備があった企画提案書は無効とする。

4 審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。審査の対象となる事業者には、別途通知する。

なお、参加事業者が5者以上の場合には、事務局で事前審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者を選定する。

(1) 実施日時

令和4年4月28日（木）13時00分から

(2) 審査場所

神栖済生会病院 附属棟 大研修室

(3) プレゼンテーション及びヒアリング時間

持ち時間は1者35分（5分準備、20分説明、10分質疑応答）とする。

なお、プロジェクター及びスクリーン以外の器材を使用する場合は、提案者が準備し、セッティングまでを行うこと。

(4) 実施方法

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとする。当日等に追加で資料等を配布することは一切認めない。

5 審査方法

審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容について別紙「神栖済生会病院検体検査業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められる者を最優秀提案者として選定する。

選定結果は、審査の対象となったすべての事業者に文書で通知する。電話での回答はしない。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

6 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、委託業者としての決定を取り消す。

- (1) 委託業者が応募資格を失った場合。
- (2) その他、本件契約の相手方として不適当と認められた場合。
- (3) 提出された書類に虚偽があった場合は、委託業者の決定後においても無効とする。

7 委託契約の締結に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と協議し、改めて見積書を徴した後に予定額の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と協議が調わなかった場合は、次点の優秀提案者と協議する。
- (3) 委託契約が締結された場合には、委託期間前においても一部業務を委託する契約について、優先交渉権を付与するものとする。

第7 留意事項

1 実施要領等の承諾

事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領及び仕様書に記載された内容及び条件等をすべて承諾したものとみなす。

2 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の修正等は認めない。ただし、病院が内容に疑義等があると判断し、補正又は内容追加等（内容の補強は含まない。）を求めたときは、この限りではない。
- (2) 提出された書類（電子媒体を含む）は返却しない。

3 費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

4 無効となる参加申込書、提案書等

参加申込書、提案書等が次の条件の一つ以上該当する場合は無効とする。

- (1) 提出の方法や提出された日等が、本要領の定めと合致しないもの。
- (2) 本要領で指定する様式以外を使用したもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

5 複数提案の禁止

事業者は、複数の提案を行うことはできない。

6 秘密の保持

参加者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了

又は解除後も同様とする。

7 営業活動の禁止

事業者は、公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び病院職員に対して営業活動を行うことはできない。